

育児・介護休業規程

社会福祉法人 一関秀和会
ひより

第1章 目 的

(目的)

第1条 この規程は、職員の育児・介護休業、子の看護休暇・介護休暇、並びに育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第2条 育児休業を希望する職員（日雇職員を除く。）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当するものに限り育児休業をすることができる。

イ 入社1年以上であること

ロ 子が1歳6ヶ月（本条第5項の申出にあつては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

2 本条第1項、第3項、第4項、第5項にかかわらず、労使協定により除外された以下の職員からの育児休業の申出は拒むことができる。

一 入社1年未満の職員

二 申出の日から1年（本条第4項及び第5項の申出にあつては6ヶ月）以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は子が1歳2ヶ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業、育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

イ 職員又は配偶者が原則として子も1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

ロ 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病などの事情により子を養育することが困難になった場合

5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6ヶ月の誕生日応当日に限るものとする。

- イ 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
- ロ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6ヶ月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病などの事情により子を養育することが困難になった場合

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1ヵ月前（第2条第4項及び第5項に基づく1歳及び1歳6ヶ月を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、この出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については1回の申出にカウントしない。

(1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項又は第5項に基づく休業の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項の申出をしようとする場合又は本条第1項後段の申出をしようとする場合

(3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合

3 法人は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最少限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は出生後2週間以内に法人に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(育児休業の申出の撤回等)

第4条 申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を法人に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

3 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項及び第5項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項に基づく休業を撤回した者であっても同条第5項に基づく休業の申出をすることができる。

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合に

において、申出者は、当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

(育児休業の期間等)

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項、第4項及び第5項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、法人は育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、育児休業期間変更申出書により法人に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1ヶ月前（第2条第4項及び第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。なお、育児休業開始予定日の繰上げ変更及び育児休業終了予定日の繰下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるものとする。ただし、第2条第4項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6ヶ月に達するまで及び1歳6ヶ月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかにその申出を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（1）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日

（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話合いのうえ、決定した日とする。）

（2）育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。）

第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6ヵ月に達した日。

第2条第5項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日。

（3）申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合
産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

（4）第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間の合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

6 本条第5項第1号の事由が生じた場合には、申出者は、原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

第6条 要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く。）は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当するものに限り介護休業をすることができる。

イ 入社1年以上であること

ロ 介護を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6ヶ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

2 前項にかかわらず、労使協定により除外するとされた以下の職員からの介護休業の申出は拒むことができる。

一 入社1年未満の職員

二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 第1項の要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫

(6) 上記以外の家族で法人の認めた者

(介護休業の申出の手続等)

第7条 介護休業をすることを希望する者は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を法人に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 法人は、介護休業申出書を受理する際に必要最少限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 介護休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

(介護休業の申出の撤回等)

第8条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を法人に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 3 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。但し、法人がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができる。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第9条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 前項にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに法人に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は、通算93日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し介護休業取扱通知書を交付する・。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話合いのうえ決定した日とする)
 - (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 6 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

第4章 看護休暇と介護休暇

(子の看護休暇)

第10条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く。）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、正規職員就業規則第37条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき5日間（当該子が2人以上の場合には10日間）を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により、子の看護休暇の対象から除外することとされた次の職員からの申出は拒むことができる。

- 一 入社6ヶ月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

2 前項の休暇を取得しようとする者は、原則として事前に法人に申し出なければならない。ただし、緊急を要する場合には、事後の申出を認めるものとする。

(介護休暇)

第11条 要介護状態にある第6条第3項に定める対象家族を介護する職員は、当該家族の世話をするために、正規職員就業規則第37条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき5日間（当該家族が2人以上の場合には10日間）を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により、介護休暇の対象から除外することとされた次の職員からの申出は拒むことができる。

- 一 入社6ヶ月未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

3 前項の休暇を取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に法人に申し出なければならない。

第5章 所定外労働時間の制限

(育児・介護のための所定労働時間の制限)

第12条 3歳に満たない子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

2 請求をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則と

して、制限開始予定日の1ヶ月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を法人に提出するものとする。この場合において、制限時間は次条第3項に規定する制限時間と重複しないようにしなければならない。

ただし、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

- 一 入社1年未満の職員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 3 法人は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に法人に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。
この場合において、請求者は原則として当該事由が発生した日に法人に通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限時間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
 - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 本条第6項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に法人にその旨を通知しなければならない。

第6章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

- 第13条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、または要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第33条の規定および時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1ヶ月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。
 - 一 日雇職員
 - 二 入社1年未満の職員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - 3 請求をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という）について、制限を開始しようとする日（以下この条において

「制限開始予定日」という）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1ヶ月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を提出するものとする。この場合において、制限時間は、前条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 4 法人は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という）は、出生後2週間以内に法人に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、その旨を通知しなければならない。
- 7 以下の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなったとき
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達したとき
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まったとき
産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 本条第7項第1号の事由が生じたときには、請求者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を法人に通知しなければならない。

第7章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第14条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という）に労働させることはない。

- 2 前項の定めにかかわらず、法人は次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。
 - 一 日雇職員
 - 二 入社1年未満の職員
 - 三 請求に係る子の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
 - ア深夜において就業していない者（1ヶ月について深夜における就業が3日以下の者を含む）であること
 - イ心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - ウ6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること
 - 四 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

五 所定労働時間の全部が深夜にある職員

- 3 請求をしようとする者は、1 回につき、1 ヶ月以上 6 ヶ月以内の期間（以下この条において「制限期間」という）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という）および制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 ヶ月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を法人に提出するものとする。
- 4 法人は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という）は、出生後 2 週間以内に法人に深夜業制限対象児出生届を届出なければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が子を養育、または家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、法人にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときには、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育または家族を介護しないこととなったとき
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達したとき
子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日
 - (3) 請求者について、産前産後休業、育児休業または介護休業が始まったとき
産前産後休業、育児休業または介護休業の開始日の前日
- 8 本条第 7 項第 1 号の事由が生じたときには、請求者は原則として当該事由が生じた日に、法人にその旨を通知しなければならない。
- 9 深夜業の制限を受ける職員に対して、法人は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第 8 章 所定労働時間の短縮措置等

（育児短時間勤務）

第 15 条 職員で 3 歳未満の子と同居し、養育する者は、法人に申し出ることにより、就業規則

第 16 条（労働時間）の所定労働時間について、下記の選択肢の中から選択できる。

ア 就業時間 午前 10 時から午後 5 時まで 休憩時間を除き 6 時間

イ 就業時間 午前 9 時から午後 5 時まで 休憩時間を除き 7 時間

※ 休憩時間はいずれも午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

一 日雇職員

二 1 日の所定労働時間が 6 時間以下である職員

三 労使協定で除外された次の職員

ア 入社1年未満の職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 3 第1項に定める申出をしようとする者は、1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の1ヶ月前までに育児短時間勤務申出書により、法人に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項及び第4条第3項を除く。）を準用する。

（介護短時間勤務）

第16条 要介護状態にある家族を介護する職員は、法人に申し出て、対象家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、正規職員就業規則28条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで

（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間）の6時間とする。

- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

一 日雇職員

二 労使協定によって除外された次の職員

ア 入社1年未満の職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに介護短時間勤務申出書により法人に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。

第9章 その他の事項

（育児休業等に関するハラスメントの禁止）

第17条 すべての職員は第1条～第16条の制度の申出・利用に関して、当該申し出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

- 2 本条第1項の言動を行ったと認められる職員に対しては、就業規則第23条の（22）に基づき厳正に対処する。

(給与等の取扱い)

第18条 育児休業又は介護休業（以下「育児・介護休業」という。）の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。又、育児・介護の短時間勤務の適用を受ける間の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を給与から控除する。

2 育児休業者及び介護休業者には賞与を支給しない。ただし、状況により一部を支給する場合がある。

3 育児・介護休業の期間中に昇給があった場合にも、休業者の昇給は行わない。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第19条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第20条 法人は、職員から本人または配偶者が妊娠・出産したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、以下(1)(2)の措置を実施する。又、育児休業及び出生時育児休業の申出が円滑に行われるようにするため、(3)(4)の措置を実施する。

- (1) 当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取り扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。
- (2) 当該職員ごとに育児復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。
- (3) 職員に対して育児休業（出生時育児休業を含む）に係る研修を実施する。
- (4) 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口を設置する。

2 前項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1ヶ月前又は介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第21条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定にあたっては、育児・介護休業をした日及び子の看護休暇を取得した日は、出勤したものとみなす。

(法令との関係)

第22条 育児・介護休業、子の看護休暇、勤務時間の短縮等の措置に関して、この規則に定め

のないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日より施行する
- 2 この規程は平成26年8月1日に一部改正して施行する。(改正1)
- 3 この規程は平成29年12月1日より施行する。(改正2)
- 4 この規程は令和3年8月1日より施行する。(改正3)
- 5 この規程は令和6年7月1日より施行する。(改正4)